

令和4年度開催

第12回 志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会

日時：令和5年2月22日（水）14:00～16:00

場所：さつき会館（一部オンライン対応）

島根県飯石郡飯南町八神117-1

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

出席者紹介

3. 議 事

- 1) 令和4年度アクションプラン実施内容の報告
- 2) 第2期 志津見ダム水源地域ビジョン策定について
- 3) 令和5年度アクションプラン実施内容（案）
- 4) その他

4. 閉 会

●配布資料

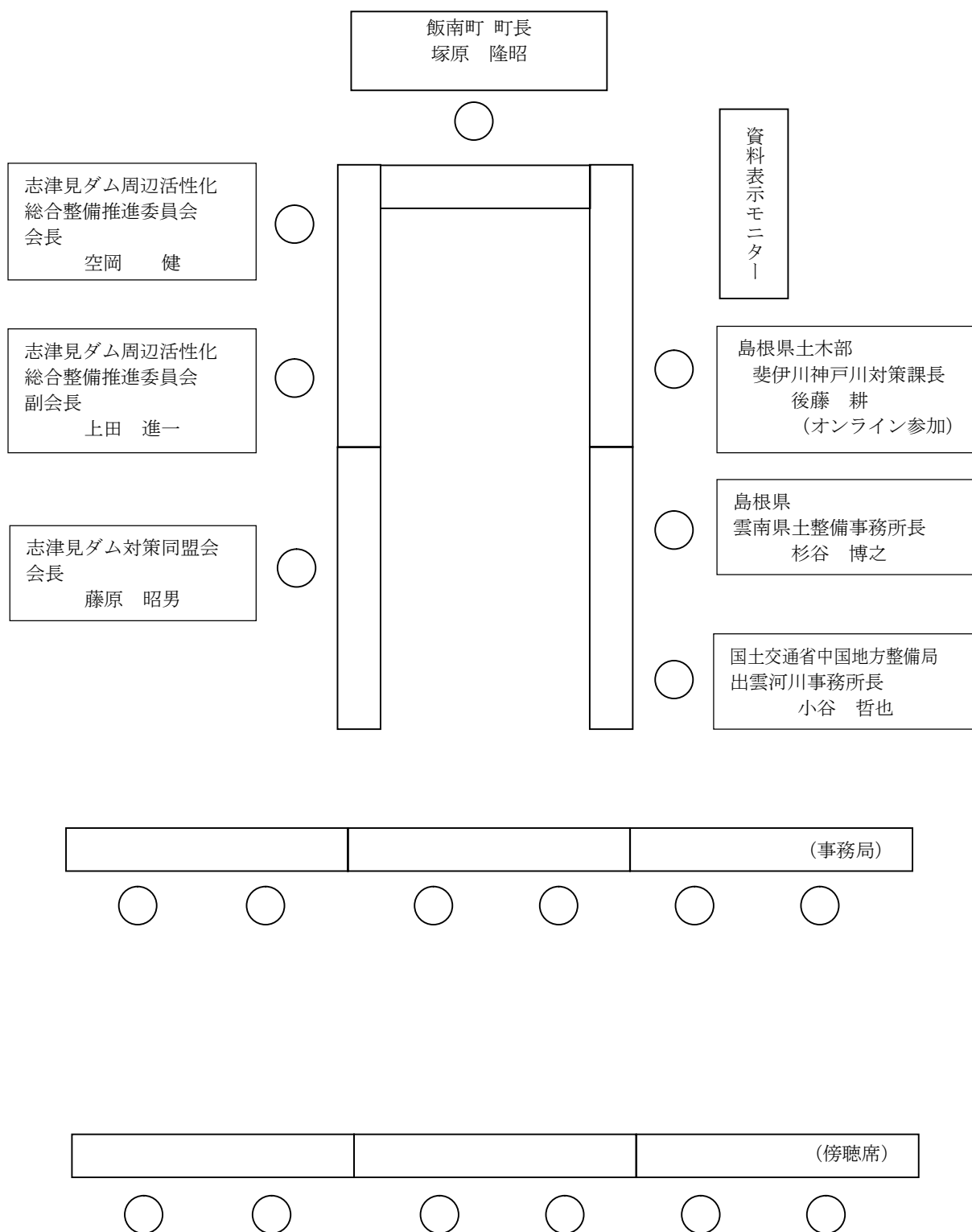
- ・資料－1 令和4年度 アクションプラン実施内容報告書
- ・資料－2 第2期 志津見ダム水源地域ビジョン策定について
- ・資料－3 第2期 志津見ダム水源地域ビジョン（案）
- ・資料－4 令和5年度 アクションプラン実施計画（案）
- ・参考資料1 第11回志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会議事概要
- ・参考資料2 第1期 志津見ダム水源地域ビジョン（後期版）

第 1 2 回 志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会 出席者名簿

(敬称略)

所 属 等	氏 名	備 考
志津見ダム周辺活性化総合整備推進委員会 会長	そら おか たけし 空 岡 健	
志津見ダム周辺活性化総合整備推進委員会 副会長	うえ だ しん いち 上 田 進 一	
志津見ダム対策同盟会 会長	ふじ はら あき お 藤 原 昭 男	
飯南町長	つか はら たか あき 塚 原 隆 昭	
島根県 土木部 斐伊川神戸川対策課長	ご とう たがや 後 藤 耕	オンライン出席
島根県 雲南県土整備事務所長	すぎ たに ひろ ゆき 杉 谷 博 之	
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長	こ たに てつ や 小 谷 哲 也	

座 席 表



「志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会」設立趣意

飯南町は一級河川斐伊川水系神戸川の源流を成す深い森林と美しい清流に育まれた豊かな自然環境を有し、町域には、恵まれた自然環境を活かした「東三瓶フラワーバレー」・「ふるさとの森」や、温泉・スキー場などの観光施設が存在し、多くの方が足を運んでいます。また、「ブルーベリーじゃむ」、「とんぱら味噌」などの農産物の生産・加工・販売施設や「道の駅」、「うぐいす茶屋」などの交流飲食施設等といった地場産業もあります。これらの観光施設や地場産業、「東三瓶フラワーバレー」で開催されるポピー祭・コスモス祭などの地域に根付いたイベントもあり、地域活性化が着実に展開されています。

そのため、志津見ダム水源地域では、志津見ダムをはじめとした様々な地域資源を活かし、地域に暮らす人々が自らの幸せな将来のために力をあわせて、流域全体と連携しながら地域の活性化を進めていくこととしています。

また、志津見ダム水源地域においては、平成14年3月に策定された「志津見ダム湖周辺活用計画」（志津見ダム湖周辺活用計画検討委員会）に基づき、整備された周辺施設、水源地域が有する歴史・文化・豊かな自然などの地域資源を有効に活用し、水源地域の活性化を図るために、飯南町、地元住民、関係行政機関、ダム管理者による「志津見ダム水源地域ビジョン策定委員会」を平成23年12月に設立し、平成24年3月に「志津見ダム水源地域ビジョン」を策定しました。

この「志津見ダム水源地域ビジョン」を着実に推進するためには、地域住民等への情報提供や理解と協力の呼びかけ、関係組織相互の協働・連携・支援、実施状況や水源地域の満足度等を確認し必要に応じてビジョンの修正・追加等を行うフォローアップが不可欠です。そのため、「志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会」を設立し、「志津見ダム水源地域ビジョン」を円滑かつ効率的に推進していきます。

平成24年3月13日

志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、志津見ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るための行動計画である「志津見ダム水源地域ビジョン」（以下「水源地域ビジョン」という。）の推進と関係組織相互の協働・連携・支援等を図ることを目的とする。

(内 容)

第3条 委員会は、以下の項目について実施するものとする。

- (1) ビジョンの推進にかかる事項の検討
- (2) アクションプランの実施内容のフォローアップ
- (3) アクションプラン実施のための関係組織相互の連携・調整・支援
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第4条 委員会の委員は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長が委嘱する。

- 2 委員は、別表に掲げるとおりとする（所属及び役職）。
- 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員の任期は特に設けないものとする。
- 6 委員会は必要に応じて検討会や懇談会等を設け、意見・提案を受けることができる。

(議事)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長をつとめる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。但し、代理出席を認めるものとする。

(公開)

第6条 委員会は、原則として公開とする。

- 2 委員会に提出された資料は、原則として公開とする。但し、個人情報を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所志津見ダム管理支所及び飯南町まちづくり推進課におく。

- 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の遂行に必要な一切の事務を行う。

(その他)

第8条 本規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

本規約は、平成24年3月13日から施行する。

平成24年12月18日改正

平成26年2月5日改正

平成29年2月8日改正

令和2年2月13日改正

令和4年2月24日改正

■別表 志津見ダム水源地域ビジョン推進委員会 委員名簿

(敬称略)

所 属	役 職	備 考
志津見ダム周辺活性化総合整備推進委員会	会長	
志津見ダム周辺活性化総合整備推進委員会	副会長	
志津見ダム対策同盟会	会長	
飯南町	飯南町長	委員長
島根県 土木部 斐伊川神戸川対策課	斐伊川神戸川対策課長	
島根県 雲南県土整備事務所	雲南県土整備事務所長	
国土交通省 中国地方整備局出雲河川事務所	出雲河川事務所長	